

Ⅲ. 調査票

人権に関する県民意識調査

＝ アンケート調査票 ＝

日頃から、県政に対するご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

埼玉県では、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現をめざして、様々な施策を展開しています。

この度、今後の人権啓発、人権教育をすすめるために「人権に関する県民意識調査」を実施することといたしました。この調査は、満18歳以上の方を対象として、5,000名を無作為にお選びし、アンケートにお答えいただくものです。

調査結果は、すべて統計的に処理され、調査目的以外に使用することはありませんので、個人のお名前や回答内容が外部に漏れることはございません。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力くださいようお願い申し上げます。

なお、この調査の実施につきましては、埼玉県から世論調査の専門機関である「株式会社タイム・エージェント」に委託しております。

令和2年10月

埼玉県

ご記入にあたってのお願い

- アンケートは宛名の方ご本人がお答えください。ご本人による記入が難しい場合は、ご家族の方がご本人から聞き取って代筆してください。
- お答えは、この調査票に黒色又は青色のボールペンで直接ご記入ください。
- アンケートは、質問番号順に、あてはまる選択肢の番号を○印で囲んでください。もし、間違えて記入した場合は、その番号に×をつけて訂正してください。
また、「その他」を選ばれた場合には、()内になるべく具体的にその内容をご記入ください。なお、設問によっては、一部の方にお答えいただく質問もございますが、その場合は、「…とお答えの方は」といったご案内に沿ってお答えください。
- ご記入後、本調査票は、無記名のまま、同封されている返信用封筒に入れて（切手不要）、**令和2年11月4日(水)**までにポストに投函してください。
- 本調査はインターネットを利用して回答することができます。インターネットで回答した方は、この調査票を返送する必要はございません。下記URLもしくは、QRコードを読み取って、アンケート専用ホームページにアクセスしてください。

<https://survey-z.com/wix/p2024812005.aspx>

回答する際のIDは、

(5桁 半角数字)

PWは、

(5桁 半角小文字英字)



QRコード

【お問い合わせについて】

この調査に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

(調査について)

埼玉県県民生活部人権推進課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-2255 (直通) (土日・祝日を除く 9:00~17:00)

(調査票の配布・回収について)

株式会社タイム・エージェント

〒150-0044 東京都渋谷区円山町6番8号 松木家ビル3階

電話 03-5459-3795 (直通) (土日・祝日を除く 10:00~17:00)

人権全般に対する意識についておたずねします

問1 あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|----------|
| 1 一部の人々の問題 | 3 その他() |
| 2 誰にでも関わる問題 | 4 わからない |

問2 あなたは、国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 非常に高くなっている | 4 やや低くなっている |
| 2 やや高くなっている | 5 低くなっている |
| 3 変わっていない | |

(問2で1～3とお答えの方は問4にお進みください。)

(問2で「4 やや低くなっている」又は、「5 低くなっている」とお答えの方に引き続きおたずねします。)

問3 そう思われた理由はどのようなことですか。(○は3つまで)

- | |
|---|
| 1 自分勝手に他人のことを考えない人が増えたと思うから |
| 2 地域や職場で、いじめや嫌がらせ、うわさ話などで人を傷つける人が増えたと思うから |
| 3 人権問題に無関心な人や他人事であるという意識の人が増えたと思うから |
| 4 インターネットやSNSで誹謗中傷(ひどい悪口)の書き込みをする人が増えたと思うから |
| 5 女性、子ども、障害者、高齢者などに対する虐待や暴力が増えたと思うから |
| 6 学校でのいじめや教師による体罰などが増えたと思うから |
| 7 新型コロナウイルス感染症に関わる様々な差別や誹謗中傷(ひどい悪口)が生じているから |
| 8 その他(具体的に:) |

問4 今の日本の社会に様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。
(該当するものすべてに○)

1 女性に関する人権	13 インターネットによる人権問題
2 子どもに関する人権	14 性的マイノリティ (LGBT 等) の人権 (*1)
3 高齢者に関する人権	15 北朝鮮による拉致問題
4 障害者に関する人権	16 ホームレスの人権
5 同和問題 (部落差別)	17 災害に関する人権問題
6 アイヌの人々に関する人権	18 働く人に関する人権
7 外国人に関する人権	19 人身取引 (*2) に関する人権問題
8 HIV感染者の人権	20 ひきこもりに関する人権問題
9 ハンセン病患者の人権	21 その他
10 新型コロナウイルスに関する人権問題	(具体的に:)
11 犯罪被害者とその家族に関する人権	22 特にない
12 刑を終えて出所した人の人権	

(*1) LGBT とは、レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人) など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。
その他にも、LGBT には、クエスチョニング (セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人) やエックスジェンダー (男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人) などの様々なセクシュアリティの方がいます。
(*2) 「人身取引」には、性的搾取や強制労働、臓器売買などが含まれます。

問5 あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人 (家族・友人など) の人権が侵害されたと感じたことはありますか。(○は1つ)

1 ある	2 ない
------	------

(問5で「2 ない」とお答えの方は問7へお進みください。)
(問5で「1 ある」とお答えの方に引き続きおたずねします。)

問6 それはどのような内容ですか。(該当するものすべてに○)

1 あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われたりした
2 名誉・信用を傷つけられたり、侮辱されたりした
3 社会的地位、習慣、脅迫などにより、本来義務のないことをさせられたり、権利の行使を妨害されたりした
4 職場において、不当な待遇や上司の言動を受けた
5 人種・信条・性別の違いなどにより、不平等または不利益な扱いを受けた
6 プライバシーの侵害を受けた
7 インターネットを悪用し、差別的な情報を掲載された
8 性的嫌がらせ (セクシュアル・ハラスメント) を受けた
9 夫婦間の暴力や交際相手からの暴力を受けた
10 ストーカー被害を受けた
11 学校や職場、地域などで仲間外れにされた
12 その他 (具体的に:)

Ⅲ. 調査票

問7 もし、あなたが、ご自身の人権を侵害されたと感じた場合、まず、どのような対応をしますか。(○は1つ)

- 1 友人・家族等の身近な人に相談する
- 2 弁護士に相談する
- 3 国の機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員に相談する
- 4 県の機関に相談する
- 5 市役所・町村役場の相談窓口相談する
- 6 警察に相談する
- 7 相手に抗議する
- 8 我慢する
- 9 その他(具体的に:)
- 10 わからない

女性の人権についておたずねします

問8 あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのような行為に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 男女の固定的な性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を押し付けること
- 2 職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)
- 3 売春・買春、援助交際
- 4 レイプ(強姦)など女性への性暴力
- 5 夫婦間の暴力や交際相手からの暴力
- 6 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)
- 7 女性のヌード写真を掲載した雑誌やアダルトビデオ
- 8 女性の体の一部などを、内容と無関係に使用したポスターやテレビ
- 9 その他(具体的に:)
- 10 特になし

問9 あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 女性の人権を守るための啓発活動を推進する
- 2 女性のための人権相談、電話相談を充実する
- 3 男女平等や性についての教育を充実する
- 4 女性の就業機会の確保や、職業能力開発の機会を充実する
- 5 議員、企業役員や行政の審議会等への女性の参画を促進する
- 6 女性が暴力等の被害から逃避するための「シェルター・緊急待避所」を整備する
- 7 女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
- 8 相談機関などが暴力を受けた被害者の意思や気持ちに配慮した対応をする
- 9 捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届け出やすいようにする
- 10 テレビ、映画、新聞、雑誌などのメディアの倫理規定を強化する
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特になし

子どもの人権についておたずねします

問10 あなたは、子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。
(該当するものすべてに○)

- | | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりする | |
| 2 | いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする | |
| 3 | 教師による子どもへの体罰 | |
| 4 | 保護者による子どもへの虐待・暴力 | |
| 5 | 親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見が尊重されない | |
| 6 | 児童買春・児童ポルノ等 | |
| 7 | その他（具体的に： _____） | |
| 8 | 特にない | |

問11 あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

- | | | |
|----|---------------------------------|--|
| 1 | 子どもの人権を守るための啓発活動を推進する | |
| 2 | 子どものための人権相談、電話相談を充実する | |
| 3 | 教師の人間性、指導力を高める | |
| 4 | 家庭内の人間関係を安定させる | |
| 5 | 子どもに自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える | |
| 6 | 子ども的人格を尊重する教育や意識啓発に力を入れる | |
| 7 | 地域の人々が、どの子どもにも関心を持って接する | |
| 8 | 子どもが被害者となる犯罪の取り締まりを強化する | |
| 9 | 児童虐待の発見や、その解決のための体制づくりをする | |
| 10 | マスメディアの情報（テレビの暴力シーン等）発信のあり方を見直す | |
| 11 | インターネットやスマートフォンの利用等に関わる規制を強化する | |
| 12 | その他（具体的に： _____） | |
| 13 | 特にない | |

高齢者の人権についておたずねします

問12 あなたは、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|----|---------------------------------------|---|
| 1 | 経済的な保障が十分でないこと | |
| 2 | 働ける能力を発揮する機会が少ないこと | |
| 3 | 施設サービスが十分でないこと | |
| 4 | 在宅サービスが十分でないこと | |
| 5 | 病院や施設が本人の意思に反して自由を制限したりすること | |
| 6 | 道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障があること | |
| 7 | 高齢者に冷たい態度を取ったり、相手にしなかったりすること | |
| 8 | 判断能力が十分でない高齢者に、財産管理等経済生活をめぐる権利侵害があること | |
| 9 | 高齢者の意見や行動を尊重しないこと | |
| 10 | 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害者が多いこと | |
| 11 | その他(具体的に: |) |
| 12 | 特にない | |

問13 あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 高齢者の人権を守るための啓発活動を推進する | |
| 2 | 高齢者のための人権相談、電話相談を充実する | |
| 3 | 高齢者が自立して生活しやすいまちづくりを推進する | |
| 4 | 高齢者の就職機会を確保する | |
| 5 | 高齢者とほかの世代との交流を促進する | |
| 6 | 判断能力の十分でない高齢者の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実する | |
| 7 | 成年後見制度(*)など、高齢者の人権と財産を守るための制度の利用促進 | |
| 8 | 本人の意思を尊重した介護を行う | |
| 9 | 病院や施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実する | |
| 10 | 悪徳商法や振り込め詐欺などの犯罪から高齢者を守る | |
| 11 | その他(具体的に: |) |
| 12 | 特にない | |

(*) 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財務管理や契約などの法律、生活面を支える制度

障害者の人権についておたずねします

問14 あなたは、障害者の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 障害または障害者についての理解が十分でないこと | |
| 2 就職活動や職場において不利な扱いを受けること | |
| 3 施設サービスが十分でないこと | |
| 4 在宅サービスが十分でないこと | |
| 5 病院が本人の意思に反して自由を制限すること | |
| 6 施設が本人の意思に反して自由を制限すること | |
| 7 知的障害者や精神障害者等に財産管理等経済生活をめぐる権利侵害があること | |
| 8 道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障があること | |
| 9 スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が少ないこと | |
| 10 結婚問題で、周囲に反対を受けること | |
| 11 アパート等への入居が難しいこと | |
| 12 その他（具体的に： _____) | |
| 13 特にない | |

問15 あなたは、障害者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

- | | |
|--|--|
| 1 障害者の人権を守るための啓発活動を推進する | |
| 2 障害者のための人権相談、電話相談を充実する | |
| 3 障害者の就職機会を確保する | |
| 4 知的障害者等の財産を保全するため、預貯金の出し入れ代行や、預貯金通帳等の財産の保管サービスを充実する | |
| 5 成年後見制度(*)など、障害のある人の権利と財産を守るための制度の利用促進 | |
| 6 障害のある人が安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する | |
| 7 障害のある人がスポーツや文化活動などに参加しやすくする | |
| 8 障害のある人とない人の交流を促進する | |
| 9 学校教育の中で、障害者理解教育を充実する | |
| 10 病院についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実する | |
| 11 施設についての苦情を中立的立場で解決する制度を充実する | |
| 12 保健・医療・福祉サービスを充実する | |
| 13 自立を目指す障害者が、生活しやすい環境にする | |
| 14 その他（具体的に： _____) | |
| 15 特にない | |

(*) 成年後見制度とは、判断能力が不十分な人に対して、裁判所が選んだ後見人が財務管理や契約などの法律、生活面を支える制度

同和問題（部落差別）についておたずねします

問16 部落差別のない社会を実現するため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。同和問題（部落差別）の解決について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

- 1 基本的人権に関わる問題だから、一人ひとりがこの問題の解決に努力すべきだと思う
- 2 基本的人権に関わる問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
- 3 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 4 自分には直接関係のない問題だと思う
- 5 わからない

問17 あなたは、同和問題（部落差別）について、初めて知ったきっかけは、何からですか。（○は1つ）

- 1 家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた
- 2 親戚の人から聞いた
- 3 近所の人から聞いた
- 4 職場の人から聞いた
- 5 学校の友だちから聞いた
- 6 学校の授業で教わった
- 7 テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
- 8 同和問題の講演会や研修会で知った
- 9 都道府県や市区町村の広報誌やホームページ、冊子等で知った
- 10 インターネットの書き込み等で知った
- 11 同和問題は知っているがきっかけは覚えていない
- 12 その他（具体的に： _____)
- 13 同和問題を知らない

（問17で「13 同和問題を知らない」とお答えの方は問22へお進みください。）

（問17で1～12とお答えの方に引き続きおたずねします。）

問18 あなたは、同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに○）

- | | |
|----|---------------------------|
| 1 | 結婚・交際で周囲が反対すること |
| 2 | 就職・職場で不利な扱いをすること |
| 3 | 差別的な言動をすること |
| 4 | 差別的な落書きをすること |
| 5 | 身元調査をすること |
| 6 | インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること |
| 7 | 誤った偏見から交際を避けること |
| 8 | えせ同和行為（*）があること |
| 9 | その他（具体的に： _____） |
| 10 | 特になし |

（*）えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求

問19 仮にあなたが親しく付き合っていた人（職場の人や近所の人）が「同和地区」出身の人であるとわかった場合、どうだと思いますか。（○は1つ）

- | | | | |
|---|-----------------------|---|----------------|
| 1 | これまでと同じように親しく付き合いしていく | 3 | 付き合いをやめてしまうと思う |
| 2 | できるだけ付き合いを避けていくと思う | 4 | わからない |

問20 あなたに未婚のお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった場合、あなたはどうだと思いますか。（○は1つ）

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 子どもの意思を尊重する |
| 2 | ややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する |
| 3 | 反対だが、子どもの意思が強ければ尊重する |
| 4 | 反対ではないが、家族や親せきの反対があれば結婚は認めない |
| 5 | 反対であり、絶対に結婚は認めない |
| 6 | その他（具体的に： _____） |
| 7 | わからない |

問21 あなたは、同和問題（部落差別）を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 部落差別解消推進法の目的や基本理念の理解を促進する |
| 2 | 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する |
| 3 | 同和問題にかかる人権相談、電話相談を充実する |
| 4 | えせ同和行為を排除する |
| 5 | 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる |
| 6 | インターネットを利用した差別を助長するような情報の防止対策を充実する |
| 7 | 同和地区のことや差別のことなど口に出さずに、そっとしておけば自然になくなる |
| 8 | その他（具体的に： _____） |
| 9 | 特になし |

アイヌの人々の人権についておたずねします

問22 あなたは、アイヌの人々に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 結婚問題で周囲が反対すること
- 2 就職・職場で不利な扱いをすること
- 3 差別的な言動をすること
- 4 独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと
- 5 その他(具体的に：)
- 6 特にない

外国人の人権についておたずねします

問23 あなたは、日本に住む外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 就職活動や職場において不利な扱いを受ける
- 2 年金や医療保険制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されない
- 3 選挙権がない
- 4 アパートなど住居への入居が困難である
- 5 義務教育年齢に達しているが、学校に通っていない不就学の子どもがいる
- 6 習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい
- 7 結婚問題で、周囲から反対を受ける
- 8 病院や公共施設に十分な外国語表記がないので、サービスが受けにくい
- 9 店によっては入店を拒否されたり、十分なサービスを受けられなかったりする
- 10 ヘイトスピーチを受ける(*)
- 11 その他(具体的に：)
- 12 特にない

(*)ヘイトスピーチとは、日本以外の特定の国や地域の出身者であることや、その子孫であることを理由に、地域社会や日本社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいいます。

問24 あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

- 1 外国人の人権を守るための啓発活動を推進する
- 2 外国人のための各種相談機能を充実する
- 3 外国人の就労機会を確保する
- 4 外国人の地方参政権を認めたり、行政への参画を推進したりする
- 5 外国人児童生徒に教育を受ける機会を確保する
- 6 日常生活に必要な情報を外国語により提供する
- 7 外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める
- 8 外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める
- 9 その他(具体的に：)
- 10 特にない

H I V感染者・ハンセン病患者の人権についておたずねします

問25 あなたは、H I V感染者・ハンセン病患者に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|----|-----------------------------|---|
| 1 | 結婚問題で周囲が反対すること | |
| 2 | 就職・職場で不利な扱いをすること | |
| 3 | 治療や入院を断ること | |
| 4 | 無断でエイズ検査等を行うこと | |
| 5 | 差別的な言動をすること | |
| 6 | ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと | |
| 7 | アパート等の入居を拒否すること | |
| 8 | 宿泊を拒否すること | |
| 9 | その他(具体的に: |) |
| 10 | 特になし | |

新型コロナウイルス感染症に関する人権問題についておたずねします

問26 あなたは、新型コロナウイルス感染症に関連して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 感染者やその家族について、うわさされたり、誹謗中傷(ひどい悪口)をされたりすること | |
| 2 | 感染者やその家族の氏名・住所等の情報がインターネットに掲載されたり、書き込みをされたりすること | |
| 3 | 感染者の子どもがいじめられること | |
| 4 | 医療従事者等の家族が出勤や店舗等への入店を拒否されたり、子どもの登校・登園を拒否されたりすること | |
| 5 | いわれのない誹謗中傷(ひどい悪口)により店舗等の営業を妨げられること | |
| 6 | 他の都道府県からの移動者が嫌がらせをされること | |
| 7 | 外国人であることをもって、不当な取り扱いをされること | |
| 8 | その他(具体的に: |) |
| 9 | 特になし | |

犯罪被害者やその家族の人権についておたずねします

問27 あなたは、犯罪被害者等に関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
- 2 犯罪行為によって経済的負担を受けること
- 3 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること
- 4 警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと
- 5 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 6 刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 7 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなったりすること
- 8 その他(具体的に：)
- 9 特にない

刑を終えて出所した人の人権についておたずねします

問28 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。(該当するものすべてに○)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職・職場で不利な扱いをすること
- 3 アパート等に入居できないこと
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行うこと
- 7 その他(具体的に：)
- 8 特にない

インターネットによる人権問題についておたずねします

問29 あなたは、インターネット上での人権侵害に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1 他人への誹謗中傷（ひどい悪口）を掲載したり、書き込みをしたりすること | |
| 2 差別的な表現や差別を助長するような表現を掲載したり、書き込みをしたりすること | |
| 3 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること | |
| 4 無断で他人の氏名や住所、写真などをインターネット上に公開すること | |
| 5 児童ポルノやリベンジポルノが投稿されること | |
| 6 個人情報の流出などインターネット上の自分に関する情報のコントロールができないこと | |
| 7 悪徳商法によるインターネット取引での被害が起きていること | |
| 8 その他（具体的に： _____) | |
| 9 特にない | |

問30 あなたは、インターネット上の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1 インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する | |
| 2 利用者に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を広める啓発を行う | |
| 3 プロバイダ（インターネット接続業者）等の自主規制の取組を推進させる | |
| 4 プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し、人権を侵害する情報の削除を求めることができる簡易な制度を整備する | |
| 5 不当・違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する | |
| 6 表現の自由に関わる問題であり、様々な対策には慎重な対応が必要である | |
| 7 その他（具体的に： _____) | |
| 8 特にない | |

性的マイノリティ（LGBT等）の人権（*）についておたずねします

問31 あなたは、性的マイノリティの人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 職場、学校において、嫌がらせをすること | |
| 2 | 差別的な言動をすること | |
| 3 | じろじろ見られたり、避けられたりすること | |
| 4 | 性的マイノリティに対する理解が足りないこと | |
| 5 | 就職・職場で不利な扱いをすること | |
| 6 | アパート等の入居を拒否すること | |
| 7 | 宿泊を拒否すること | |
| 8 | 店舗等への入店や施設利用を拒否すること | |
| 9 | その他（具体的に： | ） |
| 10 | 特になし | |

（*）LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

その他にも、LGBTには、クエスチョニング（セクシュアリティを決められない、分からない、決めないなどの人）やエックスジェンダー（男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）などの様々なセクシュアリティの方がいます。

問32 性的マイノリティの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（○は3つまで）

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 性的マイノリティの人権を守るための啓発活動を推進する | |
| 2 | 性的マイノリティのための人権相談、電話相談を充実する | |
| 3 | 学校において、性的マイノリティについて理解を深める教育を充実する | |
| 4 | パートナーシップ宣誓制度（*）など、同性カップルを公認する制度をつくる | |
| 5 | 性的マイノリティが働きやすい職場をつくる | |
| 6 | 公共施設や店舗等のトイレや更衣室など、性的マイノリティが生活しやすい環境を整備する | |
| 7 | 役場への申請書やアンケートの性別欄を性的マイノリティに配慮したものにする | |
| 8 | その他（具体的に： | ） |
| 9 | 特になし | |

（*）パートナーシップ宣誓制度とは、地方自治体が、同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、自治体独自の証明書を発行する制度。

拉致問題についておたずねします

問33 あなたは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（該当するものすべてに○）

- 1 拉致被害者は、身体や居住移転の自由が奪われ帰郷できないこと
- 2 拉致被害者及びその家族と一緒に生活するという当然の権利が奪われていること
- 3 未帰還の拉致被害者の家族にとって、被害者の生死などの情報が全く得られないこと
- 4 国同士の問題であるため、帰国など期待通りの結果が得られないこと
- 5 拉致被害者と家族への差別的な言動をすること
- 6 拉致被害者と家族を傷つけるような報道があること
- 7 拉致被害者と家族を興味本位で見ていること
- 8 拉致問題に対する理解が足りないこと
- 9 拉致被害者等に対する国の支援が足りないこと
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 特にない

ホームレスの人権問題についておたずねします

問34 あなたは、ホームレスに関して、人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）

- 1 近隣住民が嫌がらせをすること
- 2 通行人が暴力をふるうこと
- 3 差別的な言動をすること
- 4 就職・職場で不利な扱いをすること
- 5 アパート等の入居を拒否すること
- 6 宿泊を拒否すること
- 7 店舗等への入店や施設利用を拒否すること
- 8 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 9 経済的に自立が困難なこと
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 特にない

地震や台風などの災害時における人権についておたずねします

問35 あなたは、地震や台風などの災害が起きた場合に、人権上問題になると思われるのはどのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 避難生活でプライバシーが守られないこと
- 2 避難生活の長期化により持病が悪化したり、新たな病気を発症したりすること
- 3 要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児等）に対して十分な配慮が行き届かないこと
- 4 妊産婦、外国人、性的マイノリティ（LGBT等）に対して十分な配慮が行き届かないこと
- 5 必要な支援や被災状況などの情報が行き届かないこと
- 6 デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きること
- 7 その他（具体的に： _____)
- 8 特にない

働く人の人権についておたずねします

問36 あなたは、働く人の人権が尊重されていないと感じるのはどのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)

- 1 長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと
- 2 正規雇用と非正規雇用に待遇の差があること
- 3 休暇制度があっても取りづらいような労働実態があること
- 4 性別・国籍等により待遇の違いがあること
- 5 職場内でパワーハラスメント（地位や権限を利用したいじめや嫌がらせ）があること
- 6 職場内でセクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）があること
- 7 職場内でマタニティハラスメント（妊娠・出産等を理由とした嫌がらせ）があること
- 8 退職を勧奨されたり、不当に解雇されたりすること
- 9 出産・育児・介護に関して、職場の配慮を受けられないこと
- 10 病気や障害に関して、職場の配慮を受けられないこと
- 11 その他（具体的に： _____)
- 12 特にない

埼玉県の人権に関する取組についておたずねします

問37 人権に対する理解を高め、一人ひとりが人権問題を解決していくためには、人権に関する教育や啓発活動が重要と考えられます。あなたは、人権啓発を促進していくためには、どのような啓発広報活動が有効だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 講演会や研修会を開催する 2 人権フェスティバル等のイベントを開催する 3 県や市町村の広報誌・ホームページ等による啓発を行う 4 テレビ・ラジオを通じた啓発を行う 5 人権啓発DVD等を活用した啓発を行う 6 新聞・雑誌を通じた啓発を行う 7 インターネットやメール（メールマガジン等）による啓発を行う 8 自治会単位で自由な意見の交換ができる会合を開催する 9 その他（具体的に： _____) 10 わからない |
|--|

問38 あなたは、人権教育を促進していくには、学校においてどのような教育を進めていけばよいと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての児童・生徒が基本的人権について考えるような教育を進める 2 「差別するのは良くないことである」という意識を持たせる教育を進める 3 「人を大切にする心や態度を育む」という教育を進める 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める 5 障害のある人や高齢者とのふれあいの場を多くするなど、交流及び共同学習を進める 6 人権教育を効果的に進めるため、教職員研修を充実する 7 その他（具体的に： _____) 8 現状のままでよい 9 わからない |
|--|

問39 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後、埼玉県は、特にどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 人権意識を高め人権への理解を深めてもらうための啓発・広報活動を推進する 2 人権問題に関する相談機能を充実する 3 人権が侵害された被害者の救済を充実する 4 人権に関する情報の収集及び提供を充実する 5 国や県、市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な人権啓発活動を推進する 6 幼児の時から、多様な個性を認め合える教育を推進する 7 学校における人権教育を充実する 8 公務員、警察官、教員などの人権に関わりの深い職業に従事する者の人権教育を充実する 9 社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策を充実する 10 その他（具体的に： _____) 11 わからない |
|--|

Ⅲ. 調査票

最後にあなた自身のことについておたずねします。今までご回答いただいた結果を統計的に集計分析するためにお答えをお願いいたします。

F 1 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1 男性	3 1～2に該当しない場合 ()
2 女性	

F 2 あなたの年齢を教えてください(令和2年10月1日現在)。(○は1つ)

1 18～19歳	4 40～49歳	7 70～79歳
2 20～29歳	5 50～59歳	8 80歳以上
3 30～39歳	6 60～69歳	

F 3 あなたのお仕事を教えてください。(○は1つ)

1 自営業主	5 無職の主婦・主夫
2 家族従業(家業手伝い)	6 学生
3 勤め(全日)	7 その他の無職(年金、配当、仕送りなどで暮らしている人、無職の人)
4 勤め(パートタイム)	

(F 3で5～7とお答えの方はF 4にお進みください。)

(F 3で「1. 自営業主」又は「2. 家族従業(家業手伝い)」とお答えの方におたずねします。)

→ F 3-1 あなたのお仕事の内容を教えてください。(○は1つ)

1 農林漁業	3 自由業(開業医、弁護士、芸術家など)
2 商工・サービス業	4 その他

→ (F 3で「3. 勤め(全日)」又は「4. 勤め(パートタイム)」とお答えの方におたずねします。)

F 3-2 あなたの働き方を教えてください。(○は1つ)

1 正社員、正規職員	2 非正規社員
------------	---------

→ F 3-3 あなたのお仕事の内容を教えてください。(○は1つ)

1 経営・管理職(民間会社・団体の部長以上、官公庁の課長以上)
2 専門・技術職(教員、勤務医、看護師、技術者、研究員など)
3 事務局(事務員、オペレーターなど)
4 生産工程・労務職(工場などの生産工程従事者、大工、土木作業員など)
5 販売・サービス業(販売員、理美容師、調理師など)
6 その他

F 4 あなたの埼玉県在住歴を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 生まれてからずっと埼玉県に住んでいる(一時的に埼玉県を離れた人も含む) |
| 2 | 埼玉県以外から来た |

F 5 あなたのお住いの地域を教えてください。(○は1つ)

1	南部地域	川口市、蕨市、戸田市
2	南西部地域	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
3	東部地域	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
4	さいたま地域	さいたま市
5	県央地域	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
6	川越比企地域	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
7	西部地域	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
8	利根地域	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
9	北部地域	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
10	秩父地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

最後に、さまざまな人権問題についてご意見やご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

これで調査は終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

人権に関する県民意識調査 報告書

調査主体 : 埼玉県県民生活部人権推進課
さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 : 048-830-2255
調査実施機関 : 株式会社タイム・エージェント
